

2023年からルール改正

生前贈与が 12月までに必ず

きた1100万円すべてが相続財産にカウントされ、基礎控除(3000万円+600万円×法定相続人の数)を除いた部分に相続税を課せられてしまうのだ。

さらに生前贈与のルール変更はこれだけにとどまらない可能性がある。この「持ち戻し」の対象

が拡大されるおそれもあるという。税理士法人フ

アマリイ代表の税理士・山本和義氏が解説する。

「現在、相続人以外への贈与については、原則として亡くなる前の3年間であつても、相続財産に持ち戻さなくていいことになっていきます。相続または遺贈によって財産を取得しない孫などに贈与すれば、亡くなる前の3年間であつてもその金額は相続財産に加算されることはなく、相続税の負担額が減るのです。

ところが今回の「税制改正」で、孫などに対する贈与も持ち戻しの対象

になると予想されています。亡くなる前の3年間よりもっと前から(たとえば、7年とか10年間)子や孫に贈与したすべての金額が相続税の対象になりかねません」

こうしたルール変更は年末までにまとめられる税制改正大綱に盛り込ま

やるべきではないうちでも

では、暦年贈与によってどれくらい相続税を圧縮できるのか——その具体的な効果を詳述する前に、生前贈与にまつわるその他のルール変更についても解説しておこう。

今回の改正で「持ち戻し」期間とは別に注目を集めているのが、結婚・子育てを目的とする贈与を一定額まで非課税にする特別措置の廃止だ。

ただし、これが廃止されるからといって、来年までに駆け込みで活用することは避けたほうがよさそうだ。

れ、23年に法律を改正し、24年から適用されるとの予測もある。そうすると、「持ち戻し」期間が3年で、孫が対象外となる現行制度が適用されるのは、今年と来年の2回しかない。暦年贈与を今年から活用するにはすぐに動き始める必要がある。

所所長の税理士・落合孝裕氏が言う。

「これは子の結婚や子育てのために贈与をする、1000万円まで非課税になるという制度です。ただし、結婚に使える金額は300万円まで、子や孫の年齢が18歳以上50歳未満、贈与したカネを使い切る前に贈与者が亡くなると残った分が相続税に加算される上、贈与

税を受ける前年の合計所得金額が1000万円以下などと制限が多く、使いづらいものです。わざわざ使う必要はないという

落合会計事務所

生前贈与が変わる!

大型企画満載 次号は11月7日(月曜日)発売です (一部地域は除く)

のが、多くの税理士の意見ではないでしょうか」

祖父から孫への教育資金贈与が1500万円まで非課税となる制度もあるが、これは非課税額が減額される見通しだ。

「祖父母が信託銀行などに金銭を預け、それが孫の教育資金に当てられた際に非課税措置を受けられます。この制度がなければ、祖父母が孫に教育資金をまとめて先に渡すと贈与税がかかってしまうので、制度自体は残す意味があると思います。」

ただ、現状では、孫に恵まれた富裕層が資産を圧縮し、相続税を節税するために使われることが多く、不公平な制度だといえます。そもそも、祖父母が孫の教育資金をそのつど振り込むなどして支払えば、その金額には課税されないのです。ここまで大きな非課税枠は必要ないという議論が進められているのだと思いません」(前出・山本氏)

生前贈与に関する別の制度も見直される。それが「相続時精算課税」だ。

「生前贈与をする際には暦年贈与の他に「相続時精算課税」を用いることができます。これは2500万円までの贈与が非課税となり、贈与者が亡くなった時点で贈与分を相続財産に加算して相続税を計算する制度です。」

現行では、制度を使い始める時点で税務署に届け出をし、少額でも贈与の度に申告する義務が発生します。「この制度の使い勝手を高める」と政府は言っていますが、現時

点で具体的にどうなるか明らかになっていません。精算課税制度にはまた

まった金額を早めに子に贈与税なしで渡せるメリットがありますが、あまり普及していません。その理由は、この制度を選ぶと暦年贈与ができなくなってしまうからです。精算課税だと、贈与者が

亡くなった後、贈与した財産を組み入れて相続税を計算するので、多くの場合、節税になりません。一方、暦年贈与でコツコツと生前贈与すれば、相続財産を確実に減らすことができます」(前出・橋氏)

数百万円の節税が可能

政府が暦年贈与を規制し、精算課税制度に誘導しようとしていることは明らかだ。その背景には、もちろん国民に対する課税強化がある。

「あるいは今回の税制改正で、子や孫の贈与については暦年贈与を廃止し

いずれ政府が国民の贈与の記録を簡単に捕捉できるようにになったら、確実に相続税を徴収できるよ

うにしたいのでしょうか。」

生前贈与に対する課税を強化したいという政府の方針は明らかです。逆にいえば、暦年贈与による相続税の軽減効果がいかに大きいかがよくわかります」(前出・山本氏)

繰り返しになるが、23年に生前贈与のルールが改正されれば、現行の制度で暦年贈与ができるのは、今年の12月31日までと来年中のあと2回だけ。では、実際に暦年贈与を行うと、どのくらい節税できるのか。

たとえば、子供や孫が

複数いるなら、なるべく

たくさん親族に暦年贈与

とすることを考えたほうが

いい。永田慎二さん

(76歳・仮名)のケースで

考えてみよう。妻の智子

さん(73歳・仮名)と年

金暮らしで、長男と長女

は独立し、それぞれ1人

と2人の子供がいる。永田さんの財産は8000万円(自宅5000万円、

預貯金3000万円)で、

専業主婦の智子さんには

自分名義の財産はない。

永田さんの死後は智子さ

んが全額相続する予定

で、その際の相続税は配

偶者控除があるため、ゼ

ロだ(一次相続)。

相続税がかかるのは、

智子さんが亡くなった二

次相続のときで、2人の

子が8000万円を相続

しても、基礎控除420

0万円までは相続税がか

からない。暦年贈与をし

ていなければ、基礎控除

を引いた3800万円に

課税されて、兄妹には合

計で470万円もの相続

税の支払いが発生する。

では、永田さんが亡く

なる前に2回にわたって

暦年贈与をしていたらど

うなるか。二人の子のそ

れぞれの配偶者とその孫

を含め計7人に110万

円ずつ非課税で生前贈与

することが可能だ。その